

## インドネシア共和国国籍に関する法律 2006 年第 12 号

偉大なる神の恵みとともに  
インドネシア共和国大統領は、

以下を考察し：

- a. インドネシア共和国は、パンチャシラ及びインドネシア共和国 1945 年憲法に基づき、基本的人権に該当する全ての者の能力、品格及び尊厳を保証する。
- b. 国民は、その行使に当たり保護及び保証されるべき権利及び義務を有する、国家の本質的及び基本的要素の一つである。
- c. インドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年 62 号第 18 条の改正に関する法律 1976 年第 3 号により改正されたインドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年第 62 号は、もはやインドネシア共和国行政の発展に適合しないため、廃止され、新たな法律により置き換えられなければならない。
- d. 上記 a、b、c、の考察に基づき、インドネシア共和国国籍に関する法律を制定する必要がある。

以下に鑑み：

インドネシア共和国 1945 年憲法第 20、21、26、27、28 条 B(2)、28 条 D(1)及び(4)、28 条 E(1)、28 条 I(2)、28 条 J  
インドネシア共和国国会とインドネシア共和国大統領との共同合意により、インドネシア共和国国籍に関する法律を定めることを決定する。

### 第 1 章 一般規定

第1条 本法において、

1. 国民とは法律の規定に基づき定められた、特定の国の住民である。
2. 国籍とは国民に係わるあらゆる事柄をいう。
3. 帰化とは申請によりインドネシア共和国国籍を取得する制度である。
4. 大臣とはインドネシア共和国国籍分野において職務と責任を有する大臣を指す。
5. 官吏とはインドネシア共和国国籍問題を取り扱うため大臣により指名された特定の役職についている人物を指す。
6. 各人とは法人を含む個人を指す。
7. インドネシア共和国在外公館とはインドネシア共和国大使館、インドネシア共和国総領事館、インドネシア共和国領事館およびインドネシア共和国常駐代表部を指す。

第2条 インドネシア国民となるのは、純粋なインドネシア民族の者及び法律により国民とし

て承認された他民族の者である。

第3条 インドネシア共和国国籍は、この法律で定められた条件に基づいてのみ取得することができる。

## 第2章インドネシア国民

第4条 インドネシア国民とは、

- a. 法律の規定に基づき、および/あるいは、インドネシア政府と他国との協定に基づき、本法施行以前に、既にインドネシア国民となった各人
- b. インドネシア国民の父と母との正式な婚姻により出生した子
- c. インドネシア国民の父と外国籍の母との正式な婚姻により出生した子
- d. 外国籍の父とインドネシア国民の母との正式な婚姻により出生した子
- e. インドネシア国民の母の正式な婚姻により出生し、父が無国籍であるか父の本国の法によりその国籍が与えられない子
- f. インドネシア国民の父の正式な婚姻により、父の死後 300 日以内に出生した子
- g. インドネシア国民の母により正式な婚姻外で出生した子
- h. 外国籍の母により正式な婚姻外で出生し、18 歳未満かつ未婚のうちにインドネシア国民の父により認知された子
- i. インドネシア共和国国内で出生し、出生時に父および母の国籍が明確でない子
- j. 父および母が不明のままインドネシア国内で発見された出生したばかりの子
- k. 父および母が無国籍かその消息が不明の時にインドネシア共和国国内で出生した子
- l. インドネシア国民の父と母からインドネシア共和国外で出生し、出生地の法律によりその国籍を与えられる子
- m. 国籍申請が許可された父または母から出生した子で、父または母が誓約または忠誠の誓いを行う以前に死亡した場合

第5条

- (1) 正式な婚姻外でインドネシア国民として出生し、18 歳未満かつ未婚で外国籍を有する父により正式に認知された子は、引続きインドネシア国民として認められる。
- (2) インドネシア国民として出生し、5 歳未満で、裁判所の判決により正式に外国籍の養子とされた子は、引続きインドネシア国民として認められる。

第6条

- (1) 第4条 c、d、h、l 及び第5条における子に対するインドネシア共和国国籍事項の結果、子が二重国籍となる場合、子は、18 歳に達した後もしくは婚姻した後に国籍の選択をしなければならない。
- (2) (1)の国籍の選択の宣言は、法律の規定により定められた書類を添付した上で書面に

て行い、官吏に届出る。

- (3) (2)の国籍の選択の宣言は、子が18歳に達し、もしくは婚姻した時点から3年以内に行う。

第7条 インドネシア国民でない各人は外国人として扱われる。

### 第3章インドネシア共和国国籍取得の条件と方法

第8条 インドネシア国籍は、帰化によっても取得することができる。

第9条 以下の条件を満たす申請者は、帰化申請を提出することができる。

- a. 18歳以上もしくは既婚であり、
- b. 申請時において、インドネシア共和国内に既に5年以上継続して居住しているか、10年以上継続せずに居住しており、
- c. 心身共に健全であり、
- d. インドネシア語を話すことができ、国家原則たるパンチャシラおよび1945年憲法を承認し、
- e. 1年以上の禁固刑に該当する犯罪行為を行って刑罰を科されたことがなく、
- f. インドネシア共和国国籍を取得しても二重国籍とならず、
- g. 定職および/または定期的な所得があり、
- h. 帰化手数料を国庫へ支払う

第10条

- (1) 帰化申請は、申請者が、インドネシア国内において、十分な印紙の貼付された書面にインドネシア語で記入し、大臣を通じて大統領宛に提出する。
- (2) (1)の帰化申請書は然るべき官吏へ提出する。

第11条 大臣は、申請を受理した日から3ヶ月以内に、第10条の申請書に判断結果を添えて大統領へ提出する。

第12条

- (1) 帰化申請には手数料を要する。
- (2) (1)の手数は政令により定める。

第13条

- (1) 大統領は帰化の許可または不許可につき決定する。

- (2) (1)の帰化申請の許可は大統領決定により定められる。
- (3) (2)の大統領決定は、大臣が申請を受理した日から 3 ヶ月以内に定められ、大統領決定が定められた日から 14 日以内に申請者へ通知される。
- (4) (1)の帰化申請の不許可は、大臣が申請を受理した日から 3 ヶ月間以内に、理由とともに大臣から申請者へ通知される。

#### 第 14 条

- (1) 帰化申請の許可に関する大統領決定は、申請者が宣誓または忠誠の誓いを行った日から有効とされる。
- (2) 大統領決定を申請者へ送付してから 3 ヶ月以内に、官吏は、宣誓または忠誠の誓いを行わせるため申請者を召致する。
- (3) 宣誓または忠誠の誓いを行わせるため官吏は書面による召致を行った後、申請者が、正当な理由なく定められた日時に出頭しない場合、当該大統領決定は法的効力を失う。
- (4) 官吏の瑕疵により定められた日時に宣誓または忠誠の誓いを行うことができない場合、申請者は大臣が指名した他の官吏の面前にて宣誓または忠誠の誓いを行うことができる。

#### 第 15 条

- (1) 第 14 条(1)の宣誓または忠誠の誓いは官吏の面前で行われる。
- (2) (1)の官吏は、宣誓実施報告書又は忠誠の誓い実施報告書を作成する。
- (3) 宣誓または忠誠の誓いを行った日から 14 日以内に、(1)の官吏は宣誓実施報告書又は忠誠の誓い実施報告書を大臣へ提出する。

第16条 第 14 条(1)の宣誓または忠誠の誓いは以下のとおり。

宣誓を行う者は、以下のとおり宣誓する。

アッラーまたは偉大なる神の名において、私は外国権力への一切の忠誠を放棄し、インドネシア共和国、パンチャシラおよび 1945 年憲法を承認し、従い、これに忠誠を誓い、またこれを全力で守護し、インドネシア国民として国より課されたる義務を誠実に遂行することを誓います。

忠誠の誓いを行う者は、以下のとおり宣誓する。

私は外国権力への一切の忠誠を放棄し、インドネシア共和国、パンチャシラおよび 1945 年憲法を承認し、従い、これに忠誠を誓い、またこれを全力で守護し、インドネシア国民として国より課されたる義務を誠実に遂行することを誓います。

第17条 申請者は、宣誓または忠誠の誓いを行った日から14業務日以内に、申請者名義の入国管理書類を入国管理局へ提出しなければならない。

#### 第18条

- (2) 第14条(1)の帰化に関する大統領決定の写しと、第15条(2)の官吏からの宣誓実施報告書は、インドネシア国籍取得の正当な証拠となる。
- (3) 大臣は、(1)の国籍取得者の氏名を、インドネシア共和国官報にて公示する。

#### 第19条

- (1) インドネシア国民と正式に婚姻した外国人は、官吏の面前におけるインドネシア国民となる旨の宣言により、インドネシア共和国国籍を取得することができる。
- (2) (1)の宣言は、当該者がインドネシア共和国内に既に5年以上継続して居住しているか、10年以上継続せずに居住しており、かつ国籍の取得により二重国籍とならない場合に行われる。
- (3) (2)のとおり二重国籍となってしまうためインドネシア共和国国籍を取得しない場合、当該者に対し法律の規定に則り定住許可を付与することができる。
- (4) インドネシア国民となるための(1)および(2)の宣言に関する詳細な規定は、大臣令にて定められる。

第20条 大統領は、インドネシア国会の判断を得て、インドネシア共和国に功労のある外国人または国益上の理由のある外国人に対し、当該者が二重国籍とならない限り、インドネシア共和国国籍を与えることができる。

#### 第21条

- (1) 父または母がインドネシア共和国国籍を取得し、インドネシア国内に住所を有しかつ居住する、18歳未満かつ未婚の子は、自動的にインドネシア国籍を有する。
- (2) 5歳未満の外国籍で、裁判所の決定により正式にインドネシア人の養子とされた子は、インドネシア共和国国籍を取得する。
- (3) (1)及び(2)の子が二重国籍となる場合、第6条のとおり国籍の選択を行わなければならない。

第22条 インドネシア共和国国籍の取得申請および取得の方法に関する詳細な規定は、政令にて定める。

### 第4章インドネシア共和国国籍の喪失

第23条 次のインドネシア国民はインドネシア国籍を失う。

- a. 当該者の志望により他国籍を取得した場合
- b. 当該者に他国籍を拒否または放棄する機会があったにもかかわらず、これをしなかった場合
- c. 18歳以上または既婚の国外に住所を有する当該者の志望により大統領が国籍の喪失を宣言し、かつその結果無国籍とならない場合
- d. 大統領から事前に許可を得ることなく、外国軍の軍務についてした場合
- e. インドネシアの法律の規定によればインドネシア国民のみが就くことのできる役職と同等の外国政府の役職に、自らの意志で就任した場合
- f. 本人の意志により、外国または外国の一部に対し、宣誓または忠誠の誓いを行った場合
- g. 特定の外国の公的性質を有する選挙に、義務づけられていないのに参加した場合
- h. 当該者名義の有効な外国旅券または旅券と同等の文書、あるいは外国籍所持の証拠と解されうる書類を所持している場合
- i. 公務外で5年間継続してインドネシア共和国外に住所を有し、当該者の居拠を管轄するインドネシア共和国在外公館が同人に対し書面にて通知したにもかかわらず、その間意図的に、かつ正当な理由なく、インドネシア国籍を保持する希望を宣言せず、次の5年間にもインドネシア国籍の保持を希望する旨在外公館へ申し出なかった場合で、インドネシア共和国国籍を喪失しても無国籍とならない場合

第24条 第23条dの規定は、当該者が兵役義務を課される国において、教育プログラムに参加する場合には適用されない。

第25条

- (1) 父のインドネシア共和国国籍喪失は、父と法的関係を有する18歳未満又は未婚の子に対して、自動的に効力を及ぼさない。
- (2) 母のインドネシア共和国国籍喪失は、父と法的関係を有さない18歳未満又は未婚の子に対して、自動的に効力を及ぼさない。
- (3) 離婚している母の外国籍取得によるインドネシア国籍喪失は、18歳未満又は未婚の子に対して、自動的に効力を及ぼさない。
- (4) (1)(2)(3)の国籍に関する事項の結果、子が二重国籍となる場合、子は18歳以上または既婚となった後に第6条の国籍の選択を行わなければならない。

第26条

- (1) 外国籍の男性と婚姻したインドネシア国民の女性は、夫の本国の法律において妻は夫の国籍に従うとされている場合、婚姻によりインドネシア共和国国籍を喪失する。

- (2) 外国民の女性と婚姻したインドネシア国民の男性は、妻の本国の法律において夫は妻の国籍に従うとされている場合、婚姻によりインドネシア共和国国籍を喪失する。
- (3) (1)の女性および(2)の男性がインドネシア共和国国籍の留保を希望する場合、二重国籍とならない限り、当該女性および男性の居住地を管轄する官吏またはインドネシア共和国在外公館に留保希望の宣言書を提出することができる。
- (4) (1)の女性または(2)の男性は、婚姻の日から 3 年が経過した後に(3)の宣言書を提出することができる。

第27条 正式な婚姻関係を有する夫または妻の国籍喪失は、その妻または夫の国籍喪失の原因とならない。

第28条 後日に偽造、または真正でないと判明した証拠物、あるいは然るべき権限を有する機関の当該者に対する錯誤に某つき国籍を取得した各人は、その国籍を取り消される。

第29条 大臣はインドネシア共和国官報にて、インドネシア国籍喪失者の氏名を公示する。

第30条 国籍喪失および取り消しの条件と方法に関する詳細な規定は、政令により定める。

## 第 5 章インドネシア共和国国籍再取得の条件と方法

第31条 インドネシア共和国国籍を喪失した者は、第 9 条から第 18 条までおよび第 22 条の帰化手続きにより国籍を再取得することができる。

第32条

- (1) 第 23 条 i、第 26 条(1)及び(2)のとおりインドネシア国籍を喪失したインドネシア国民は、第 9 条から第 17 条までの手続きによらず、書面による申請を大臣へ提出することにより、国籍を再取得することができる。
- (2) (1)の申請者がインドネシア共和国外に居住している場合、申請は、申請者の居住地を管轄するインドネシア共和国在外公館を通じて行われる。
- (3) 第 26 条(1)(2)の規定によりインドネシア共和国国籍を喪失した女性および男性は、離婚の日以降、国籍再取得の申請を提出することができる。
- (4) (2)のインドネシア共和国在外公館の長は、申請を受理してから 14 日以内に、申請を大臣へ伝達する。

第33条 大臣または官吏は、インドネシア共和国国籍の再取得に関する申請を受理してから

3ヶ月以内に、当該申請に対する許可または不許可を伝達する。

第34条 大臣はインドネシア共和国官報に、国籍再取得者の氏名を公示する。

第35条 インドネシア国籍再取得の条件と方法に関する詳細な規定は、政令により定める。

## 第6章 罰則規定

### 第36条

- (1) 本法で定められた職務と義務を遂行するにあたり、過失により、人のインドネシア国籍取得、再取得の権利を喪失させ、かつ/または、人のインドネシア共和国国籍を喪失せしめた官吏に、1年以下の禁固刑を科する。
- (2) (1)の違法行為が故意に行われた場合、3年以下の禁固刑を科する。

### 第37条

- (1) インドネシア国籍取得又は再取得のため、故意に、宣誓を含む偽証を行ったり、偽造書類を作成したり、書類を改ざんしたり、あるいは偽証/偽造書類使用の指示を行ったりした場合、その各人に対し、1年以上4年以下の禁固刑及び2億5千万ルピア以上10億ルピア以下の罰金を科する。
- (2) (1)の目的のため、故意に、宣誓を含む偽証を使用したり、偽造書類を作成したり、書類を改ざんした場合、その各人に対し、1年以上4年以下の禁固刑及び2億5千万ルピア以上10億ルピア以下の罰金を科する。

### 第38条

- (1) 第37条の違法行為が組織的に行われた場合、当該組織および/または当該組織の名においてその利益のため行動する当該組織の管理者に刑を科する。
- (2) (1)の組織に対しては、10億ルピア以上50億ルピア以下の罰金を科し、事業許可を取り消す。
- (3) (1)の組織の管理者に対しては、1年以上5年以下の禁固刑及び10億ルピア以上50億ルピア以下の罰金を科する。

## 第7章 移行規定

### 第39条

- (1) 本法施行以前に大臣に提出され、かつ未了の帰化申請、国籍留保望宣言およびインドネシア共和国国籍再取得申請は、インドネシア共和国国籍に関する法律1958年第62号第18条の改正に関する法律1976年第3号により改正されたインドネシア共和国国籍に関する法律1958年第62号に基づき処理される。



(2) (1)の申請または宣言の処理が、本法実施規定の制定時において未了の場合、当該申請または宣言は、本法の規定により処理される。

第40条 本法施行時点で既に大臣に提出され、かつ処理手続きが未開始の帰化申請、国籍留保宣言およびインドネシア共和国国籍再取得申請は、本法の規定により処理される。

第41条 本法制定以前に出生した第4条c、d、h、lの子及び本法制定以前に構式に認知されまたは養子となった第5条の子が、18歳未満かつ未婚の場合、本法制定後4年以内に官吏またはインドネシア共和国在外公館を通じて大臣に申請を行うことにより、本法に基づきインドネシア国籍を取得する。

第42条 本法制定以前に、5年以上インドネシア共和国外に住所を有し、インドネシア共和国在外公館に届け出を行わなかったためインドネシア共和国国籍を喪失したインドネシア国民は、本法制定後3年間以内にインドネシア共和国在外公館へ届け出ることにより、二重国籍にならない限り、インドネシア国籍を再取得することができる。

第43条 第41条および第42条の届け出方法に関する詳細な規定は、本法制定後3ヶ月以内に定められる大臣令により定める。

## 第8章閉章

第44条 本法が施行された時点において、

- a. インドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年第 62 号第 18 条の改正に関する法律 1976 年第 3 号(インドネシア共和国官報 1976 年第 20 号)、インドネシア共和国官報別添第 3077 号)により改正されたインドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年第 62 号(インドネシア共和国官報 1958 年第 113 号、インドネシア共和国官報別添第 1647 号)は取り消され無効となる。
- b. インドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年第 62 号第 18 条の改正に関する法律 1976 年第 3 号により改正されたインドネシア共和国国籍に関する法律 1958 年第 62 号の実施規定は、本法の規定に抵触するか本法の規定に基づき改定されない限り、引続き有効とされる。